

令和8年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業企画提案審査要領

札幌市が実施する「令和8年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業」に係る企画提案審査については、「令和8年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において、次のとおり審査するものとする。

1 企画提案書の事前配付

企画提案書は、事前に各委員に配付する。各委員はあらかじめ企画提案書に目を通し、書類審査、プレゼンテーション及び審査に備えるものとする。

2 プrezentation

提案者の企画提案の意図を確認するため、プレゼンテーションを行い、実施委員会は総合的な審査を行うものとする。

プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、追加資料の配付及び差し替えは禁止する。

3 審査票の作成

実施委員会におけるプレゼンテーション時に、委員は次の各項目について別紙「令和8年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業 企画提案審査票①」（以下「審査票」という。）により審査・採点し、作成した審査票を事務局に提出する（満点は200点）。

4 企画提案の採否の決定

企画提案の採否は、審査票の合計点によって決することとし、合計点が同点の場合は、審査対象事項間の得点バランスその他について総合考慮の上、委員の合議により決定する。

5 最低基準点の設定

審査員全員の持ち点合計（審査員1人当たり200点に審査員数を乗じた数）の6割を最低基準とし、獲得した評価点がこれを下回った場合は契約候補者といふ。

6 書類審査

企画提案事業者が4者以上の場合、「令和8年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業 企画提案審査票②」の評価ポイントにより審査・採点し、上位3者を選定する。